

事業者のみなさまへ

葛飾区物価高騰 緊急対策支援金



交付金額

個人事業主

30,000円

法人

150,000円



本支援金は、エネルギー価格や原材料費の高騰による経営への影響を緩和し、事業の継続の支援及び経営の安定を図ることを目的とした支援金です。

申請方法

「葛飾区物価高騰緊急対策支援金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入し、申請に必要な書類を添付して、以下の事務センターに郵送してください。

〒171 - 0014

豊島区池袋 2-65-18 池袋WESTビル2F

葛飾区物価高騰緊急対策支援金事務センター 宛

詳細はこちら



- ※ 申請時の郵便事故について、一切の責任を負いません。
- ※ 提出された書類は、お返しいたしません。
- ※ 支援金の申請は、同一の個人事業主又は法人につき1回限りです。農業者については、1世帯1回限りです。

< <https://www.city.katsushika.lg.jp/business/1000070/1030795.html> >

このチラシは概要です。詳細については区HPをご確認ください。

申請に必要な書類

	個人事業主	法人
1	葛飾区物価高騰緊急対策支援金交付申請書兼請求書（本チラシに添付又は、区HPよりダウンロード）	
2	開業届の写し（令和3年12月31日以前に受付済みのもの）	
3	支援金の振込先口座の通帳等の写し（交付対象事業者名義の口座）	
4	運転免許証又は保険証の写し	履歴事項全部証明書の写し（発行日から3カ月以内のもの）
5	確定申告書（第一表、第二表）の控えの写し（令和3年分）	確定申告書別表一の控えの写し（令和3年分）
6	特別区区民税・都民税の納税証明書（令和4年度全期分が完納されていることが確認できるものに限り。）又は非課税証明書	法人都民税の直近決算分の納税証明書（完納していることが確認できるもの）

交付対象者

以下の項目の全てに該当する個人事業主・法人が対象者です。
 (各項目の回答が全て「はい」の方。)

①	中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は医療法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人、一般社団法人等であって大企業が実質的に経営に参画していない。
②	以下の項目に該当しない。 a 東京信用保証協会の対象外とする業種（東京都農業信用基金協会が保証対象とする業種を除く。）を営む方 b 申請時点で事業活動を行っていない者又は破産法に基づく破産手続、会社更生法に基づく更生手続その他の法的整理中の方 c 葛飾区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団である者及び代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者である方 d 指定管理者
③	葛飾区内において引き続き1年以上(令和3年12月31日以前に開業)事業を行っている個人事業主又は法人（区内に本店登記（主たる事務所の登記義務がある者）にあつては主たる事務所の登記）があるものに限る。）であること。また、申請後も事業継続の意思がある。
④	令和3年分の確定申告を行っており、以下の税を滞納していない。 個人事業主：令和4年度の葛飾区特別区民税及び都民税（葛飾区外在住者にあつては、葛飾区特別区民税（事業所課税分）及び居住地における区市町村民税及び都道府県民税） 法人：直近決算分の法人都民税
⑤	葛飾区中小企業融資要綱に基づき葛飾区中小企業融資の実行を受けたことがある事業者においては、返戻信用保証料の滞納及び不納欠損がない。



よくある質問

Q 葛飾区の事業所でないと申請できませんか？

A 葛飾区内において引き続き1年以上(令和3年12月31日以前に開業)事業を行っている個人事業主又は法人(区内に本店登記(主たる事務所の登記義務がある者にあつては主たる事務所の登記)があるものに限る。)であり、かつ申請後も事業継続の意思があれば、申請できます。

Q 交付対象の事業を複数営んでいますが、複数回申請できますか？

A 1事業者が複数の交付対象事業を営んでいる場合においても、申請は1事業者1回限りとなります。

Q 他でも補助金をもらっているが、今回の支援金は対象になりますか？

A 他の支援金、給付金、補助金を受けていても対象です。

Q 支援金が振り込まれるタイミングを教えてください。

A 申請の受付状況にもよりますが、書類不足などの場合を除き、申請から1ヵ月程度での振込みを予定しています。

申請受付期間

令和5年2月1日(水) ~ 令和5年3月31日(金)
(消印有効)

問い合わせ先

葛飾区物価高騰緊急対策支援金窓口

050 - 3114 - 6548

受付時間 平日 午前9:00 ~ 午後5:00
(土日祝除く)

